

京都市内周辺地域における認可地縁団体等乗合バス運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かな自然環境と多様な地域生活及び文化の承継並びに発展又は長寿高齢社会における自立的地域の創造を目指す取組を補助するため、京都市内周辺地域において、人口の著しい減少等により地域社会の活力が低下し、基礎的生活条件の確保に支障を来している地域の住民自らが、乗合バスを運行することに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都市内周辺地域 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第3項に規定する市街化調整区域又は都市計画区域外の区域をいう。
- (2) 認可地縁団体等 地方自治法第260条の2の規定により認可を受けた地縁の団体又は特定非営利活動促進法第10条の規定により認証を受けた法人で、その法人の理事及び社員の過半数が乗合バス運行地域に居住しているものをいう。
- (3) 人口の著しい減少等 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 国勢調査の結果による乗合バスを運行する地域の人口（以下「乗合バス運行地域人口」という。）に係る昭和45年の人口から当該乗合バス運行地域人口に係る直近年の人口を控除して得た人口を当該乗合バス運行地域人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.30以上であること。
 - イ 国勢調査の結果による乗合バス運行地域人口に係る直近年の人口のうち65歳以上の人口を当該乗合バス運行地域人口で除して得た数値が0.24以上であり、かつ、15歳以上30歳未満の人口を当該乗合バス運行地域人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。
- (4) 乗合バス 乗合旅客を運送するため路線を定めて定期に運行する自動車をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、京都市内周辺地域における認可地縁団体等による乗合バスの運行のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となる事業を除く。

- (1) 認可地縁団体等が、京都市内周辺地域において道路運送法第79条の規定により国土交通大臣の行う登録を受けて乗合バスを運行すること。
- (2) 当該認可地縁団体等の構成員が居住する乗合バス運行地域において、人口の著しい減少

等が生じていること。

- (3) 当該乗合バスの運賃が適正な価格であること。
- (4) 当該認可地縁団体等の構成員又は当該乗合バス運行地域の住民が、バス運賃とは別に、乗合バスの運行経費の一部を負担していること。
- (5) 当該乗合バス運行地域において、民間事業者又は地方公共団体（地方公共団体から委託を受けているものを含む。）が運行主体となつて、乗合バスを運行していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、乗合バスの運行支出の合計額が運行収入の合計額を上回る額に相当する額の範囲内において別に定める額とする。ただし、補助金の算出に当たっては、次条第2号に定めた認可地縁団体等乗合バス購入積立金計画書に基づき市長が認定した額を限度として、バス購入積立金を支出額に含めることができる。

- 2 前項の補助金の額は、1,000,000円を限度とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 条例第9条の規定による申請は、認可地縁団体等乗合バス運行補助金交付申請書（第1号様式）によつて、補助金の交付の対象となる事業の実施年度の5月末日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 認可地縁団体等乗合バス運行収支予算書（第2号様式）
- (2) 認可地縁団体等乗合バス購入積立金計画書（第3号様式）
- (3) 道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送者登録証の写し
- (4) 運送しようとする区間を示した経路図
- (5) 前号に掲げるもののほか、別に定める書類

（標準処理期間）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

（変更等の承認の申請）

第7条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、認可地縁団体等乗合バス運行変更承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画

変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、認可地縁団体等乗合バス運行中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに認可地縁団体等乗合バス運行実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 認可地縁団体等乗合バス運行収支決算報告書（第7号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（書類の経由）

第9条 この要綱により市長に書類を提出しようとするときは、当該認可地縁団体等が所在する区の区長を経由しなければならない。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、所轄局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

認可地縁団体等乗合バス運行補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
	(電話 - -)

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。

事 業 の 名 称		
事 業 の 目 的		
交 付 申 請 額	円	
有償運送許可年月日	年 月 日	
使 用 車 両	自動車登録番号	
	自動車登録年月日	年 月 日
	用途	
	乗車定員	人
運 行 状 況	運行区間 (キロ程)	(Km)
	運行日	
	運行本数	1 日 往復 便
	運行する旅客の範囲	
	バス運賃	
乗 務 員	人数	
	運転免許の種類	
バス運行自己負担金	負担金額	1 世帯 円 (1 箇月)
	負担世帯数	世帯
事故の場合の補償内容		

※ 必要書類…道路運送法第 7 9 条の規定による自家用有償旅客運送者登録証 (写)、及び経路図を各 1 部添付してください。

第2号様式

(あて先)京 都 市 長

所在地
名 称
代表者

認可地縁団体等乗合バス運行収支予算書

上記のことについては、下記のとおりです。

記

1 運行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 収入の部

項 目	予算額 (円) (①)	収入見込額 (円) (②)	増減額 (①－②)	備 考
合 計		(A)		

3 支出の部

項 目	予算額 (円) (①)	支出見込額 (円) (②)	増減額 (①－②)	備 考
合 計		(B)		

4 支出の合計が収入の合計額を上回る額

支出(B) － 収入(A)	△ 円
---------------------	--------------------------

第 3 号様式

(あて先) 京 都 市 長

所在地
名 称
代表者

認可地縁団体等乗合バス購入積立金計画書

京都市内周辺地域における認可地縁団体等乗合バス運行補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、バス購入積立金計画書を提出します。

記

使用中車両	乗 車 定 員		人
	購 入 年 度		年度
購入予定車両	乗 車 定 員		人
	購 入 予 定 年 度		年度
	購 入 予 定 価 格 ①		円
積 立	既 積 立 金 額 ②		円
	積 立 予 定 額 (① - ②)		円
年度別 積 立 予定額	第 1 年 度	年 度	円
	第 2 年 度	年 度	円
	第 3 年 度	年 度	円
	第 4 年 度	年 度	円
	第 5 年 度	年 度	円
	第 6 年 度	年 度	円
	第 7 年 度	年 度	円
	第 8 年 度	年 度	円
	第 9 年 度	年 度	円
	第 1 0 年 度	年 度	円
	合 計		円

※ 購入予定価格が確認できる見積書（申請日から 3 ヶ月以内のもの）を提出してください。

第 4 号様式

認可地縁団体等乗合バス運行変更承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の名称及び代表者名 (電話 - -)

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費の配分の変更）について、承認を申請します。	
事 業 名	
内 容 の 変 更	
経費の配分の変更	

第 5 号様式

認可地縁団体等乗合バス運行中止・廃止承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の名称及び代表者名 (電話 - -)

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 中止、 ☐ 廃止）について、承認を申請します。	
事 業 名	
理 由	

第6号様式

認可地縁団体等乗合バス運行実績報告書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所 の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代 表者氏名） (電話 － －)

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、乗合バス事業の実績を報告します。

事 業 の 名 称				
運 行 状 況	運行区間（キロ程）	(k m)		
	運行日数（年間）			
	運行本数（年間）			
	延 べ 旅 客 数	自治会員	大人 人	小人 人
		上記以外	大人 人	小人 人
	バ ス 運 賃			
バス運営自己負担金	負 担 金 額	1 世帯	円（1 箇月）	
	負 担 世 帯 数	世帯		
安全運行の取組等				
備 考				

※「安全運行の取組等」欄には、バス運行の安全確保のために取り組んだこと等を記入してください。

第7号様式

(あて先)京 都 市 長

所在地
名 称
代表者

認可地縁団体等乗合バス運行収支決算報告書

上記のことについては、下記のとおりです。

記

1 運行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 収入の部

項 目	予算額 (円) (①)	収入額 (円) (②)	増減額 (①－②)	備 考
合 計		(A)		

3 支出の部

項 目	予算額 (円) (①)	支出額 (円) (②)	増減額 (①－②)	備 考
合 計		(B)		

4 支出の合計が収入の合計額を上回る額

支出(B) － 収入(A)	△ 円
---------------------	--------------------------